

藤岡市告示第68号

藤岡市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のように定める。

令和元年12月16日

藤岡市長 新井雅博

藤岡市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度において藤岡市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格に係る基本的事項、申請の時期及び方法を次のとおり定める。

1 建設工事の種類

建設工事の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 競争入札に参加することができる者の資格

競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けていない者
- (4) 別表に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けていない者
- (5) 本申請で求める納付すべき税に未納がある者
- (6) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していない者（当該保険に加入義務のない者を除く。）

3 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、建設工種の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。

4 競争入札参加資格審査の申請方法

競争入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した建設工事競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を市長に行わなければならない。

5 申請の受付期間

電子申請の受付期間は、令和2年1月7日から令和2年1月28日までの間とする。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、別途期間を定め、追加の申請を受け付けるものとする。

6 申請書の添付書類

申請者は、電子申請と同時に、次に掲げる書類を群馬県県土整備部建設企画課内に設置された群馬県CALS/EC市町村推進協議会（以下「協議会」という。）に提出しなければならない。ただし、(4)、(5)及び(11)については総務部契約検査課に提出するものとする。また、添付書類のうち(6)及び(7)については、電子申請時に電磁的記録により提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行した身分証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可。）
- (2) 納税証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所（以下「本店等」という。）の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに本店等の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）について未納税額がないことの証明）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定される者の場合は、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (4) 関連業者報告書（様式第1号）（市外に本店を有する業者は提出を省略することができる。）
- (5) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合には、委任状（委任者及び受任者の氏名並びに委任内容、委任期間等を記載したもの）
- (6) 工事経歴書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式

第2号)

- (7) 技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2）
- (8) 営業所一覧表（建設業法施行規則別記様式第1号別紙2又は別記様式第22号の2第2面）
- (9) 行政書士委任状（行政書士に申請の代行を依頼している場合のみ提出する。）
- (10) 暴力団排除に関する誓約書（協議会様式）
- (11) 市内に本店を有する業者が建設業労働災害防止協会に加入し、安全対策に関する講習会に参加している場合は、建設業労働災害防止協会への加入及び安全対策講習会参加に関する証明書(様式第2号)
- (12) 市長は、特別に必要と認めた場合には、(1)から(11)まで以外の書類の提出を求めることができる。

7 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 6の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

8 資格審査の結果の通知

市長は、資格審査を実施したときは、申請者に対し、電子情報処理組織を使用して審査結果を通知するものとする。

9 入札参加資格の有効期間

- (1) 入札参加資格の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、随時審査（5のただし書の規定に基づく追加申請に係る審査をいう。）における資格の有効期間は、入札参加資格の認定の日から令和4年3月31日までとする。
- (2) 市長は、(1)の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、資格の有効期間を変更することができるものとする。

10 営業の廃止、変更等の届出

申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出なければ

ならない。なお、届出にあたり、6に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号、FAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。

1 1 資格の取消し等

市長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後2年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 資格の有効期限内に、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなった者
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 法第29条の規定により建設業の許可を取り消されたとき。
- (5) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正行為をした者
- (6) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (9) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (10) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

1 2 資格の取消し等の通知

市長は、11の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

1 3 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、

- 所在地、代表者氏名及び電話番号) 及び工種) について公開するものとする。
- (2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 藤岡市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成29年告示第107号）は、令和2年3月31日限り廃止する。

別表

建設工事の種類		
土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	舗装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工・コンクリート工事	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事	

様式第1号

関連業者報告書

内 訳 区 分		記 載 内 容			
		関 連 業 者 と の 関 係	資本との関連 〔株式（総数に対 する割合） 出資（総額に対 する割合）〕	業 者 名	株式総数・出資総額
人事面の関連 〔役員（兼務） 状 況〕	業 者 名		役 職 名		
その他 〔特別な提携〕 〔関 係〕	業 者 名		関 係 内 容		

当社と関連のある業者について、上記のとおり報告します。

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式第2号

建設業労働災害防止協会への加入及び安全対策講習会参加に関する証明書

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊤

上記の者は、建設業労働災害防止協会に加入し、過去2年間に実施された当協会主催の講習会等に参加したものであることを証明する。

添付書類 技能講習会等の修了証(写し)

年 月 日

建設業労働災害防止協会群馬県支部

藤岡分会長

㊤

注：技能講習等の修了証(写し)を添付し証明を受けること。